

令和4年度 第6回倉吉市農業委員会会議事録

1 開催日時 令和4年9月9日(金) 午後1時30分から午後2時50分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (27人)
会長 15番 山脇 優 委員

農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員
18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員			

農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	涌嶋博文	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員
山本淑恵	委員	藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員
鳥飼 巧	委員						

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第37号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第38号 農用地利用集積計画の決定について

議案第39号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について

議案第40号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 内川 啓二

主幹 梶本 幸敬

主任 岩田 寿朗

生活産業部農林課職員

主任 完田 玲子

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今より、令和4年度第6回農業委員会会議を開会いたします。始めに山脇会長よりごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは本日の議事録署名人ですが、私の方から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。19番 美田委員、1番 早田委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席はありません。

(4) 連絡・報告事項

議 長 今回の農業に関する相談会は相談が0件でしたので、報告はありません。続きまして(4)連絡報告事項、事務局よりよろしくお願い致します。

事務局 令和4年度第6回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

議 長 ちょっと報告しますと、〇〇〇と〇〇〇に農地転用の現地調査、私の方が行っております。

〇〇〇については〇〇〇から〇〇方面向かってすぐ左下の方に田んぼがありまして、そこに工場と駐車場ということで、近くの工場が手狭になったので増築したいということで調査に行っております。ただそこは湿田ですね、杭を約20メートルぐらい打たないけんだろうということです。数千万円掛かるようですけども、そこは問題なしということで許可をしておきました。

それから〇〇〇につきましてはですね、工場の道路を隔てて前の方に水田があってそれを管理して、転用して駐車場にしたいと。この工場は今流行の〇〇〇を生産している工場でかなり忙しいようでございまして、それから〇〇〇なんかも製造しているような会社でございまして。賃貸借で借りてですね砕石と舗装して、埋め立てはほとんどしません。数センチぐらいして、道路から斜めに傾斜をつけて下りて行って駐車できるというようなことございまして、周りの水路等も全て自分の工場が管理をして掃除等もさせてもらいます、ということでこれも何ら問題ないということで許可をさせていただきまして、前回の

高見委員、涌嶋委員、藤井代理、内川局長、岩田主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して高見委員より報告をお願いいたします。

2番 2番 高見です。4条の件につきまして報告させていただきます。この2件ですが問題はないということで結論がでましたので報告させていただきます。以上です。

議長 はい、只今報告があったとおりでございます。皆さんにお諮りいたします。何かありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。挙手全員でございますので異議なしと認め議案第35号については承認といたします。

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして3ページ議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたしますが、この案件につきましても先程同様調査に行ってきましたので引き続いて高見委員より報告をお願いいたします。

2番 2番 高見です。この6件につきまして6名で見に行きました。何ら問題ないということですので報告させていただきます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。それでは議案に対する質疑を求めます。はい、鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。3番と5番は関連があるということで、申請の地番は同じだけどこれは目的が違うからこういう風に変えてあるんですか。というのは〇〇〇〇がそれぞれあるんだけど、筆が2つに跨がっているわけではないんですか、ちょっと分かりやすく説明してください。なぜここを2つにしたのかということ。

事務局 3番と5番に同じ筆が2つあるのがなぜかということですね。こちらについては3番も5番もそれぞれ集合住宅、一般住宅を建てられる計画で、計画としては1つなんですけれども土地を整備するときに嵩上げて法面といいますか、斜面ができる部分についてそこを外して抵当権を分けられるために分筆を予定されておられるということで。同じ筆なんですけれども、転用目的は1つなんですけど2つにして片方の建物が建つ土地については抵当権を付け、建物が乗らない斜面になっているところについては別の筆を設けるということで。5番も同様でございます。

議長 はい、鐵本委員。

9 番 じゃあ同じように書いてあるけれど、今はわからんけど予定地番があるってことですね。その辺をちょっと説明してもらえればいい、分かりやすいと思うので。次回からですね。

議 長 事務局、これから分かるように説明を書きいただきたいということで。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 それでは議案第36号につきまして、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第37号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第37号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致しますが、この件につきましても先程同様のメンバーで調査に行ってきましたので高見委員より報告をお願いします。

2 番 2番 高見です。ご報告させていただきます。1番、2番とも問題はないということでございますので報告させていただきます。以上です。

議 長 只今説明がございました、第37号でございます。皆さんにお諮りいたします。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、承認いたします。

議案第38号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして議案第38号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致します。本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

10 ページ番号1 番から11 ページ番号3 番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代し、私の案件について審議することに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、議長を交代させていただきます。

(議長 交代)

6 番 それでは、15 番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

6 番 それでは、山脇委員が退席しましたので10 ページ番号1 番から11 ページ番号3 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 10 ページでございます。申請番号1 番、〇〇〇の4 筆の田、7, 646 m²の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか11 ページの番号3 番まで、合計致しまして8 筆、15, 530 m²の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18 条第3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

6 番 只今、山脇委員の案件について事務局より説明がありました。議案に対する質疑を求めます。

(なしの声)

6 番 質疑がないようですので、挙手による採決を求めます。只今の案件につきまして、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

6 番 ありがとうございます。挙手多数ということで異議なしと認め、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山脇委員の入場を求めます。

(山脇委員 入場・着席)

6 番 山脇委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されたことをご報告申し上げます。山脇委員の案件が終わりましたので、ここで議長を会長に交代します。

(議長 交代)

議 長 それでは続きまして11ページ番号4番と5番は、10番 衣笠委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(衣笠委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をしてください。

事務局 11ページでございます。申請番号4番、〇〇〇の1筆の田、3,928㎡の賃借権の設定でございます。以下記載のとおりでそのほか11ページの番号5番まで、合計致しまして6筆、14,160㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今事務局より説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員異議なしということでございますので承認と致しまして、衣笠委員の入場を求めます。

(衣笠委員 入場・着席)

議 長 衣笠委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、引き続きましてその他の案件について審議を行います。事務局説明をしてください。

事務局 10ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は117,365.40㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、10ページから16ページまでの記載のとおりでございます。

続きまして17ページ、所有権移転関係が2件ございます。1件目は、所有権の移転を受ける者、〇〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇の〇〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の1筆3,735㎡の畑でございます。対価は747,000円、10アールあたりですと200,000円でございます。

18ページ、2件目は、所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の1筆1,830㎡の畑でございます。対価は274,500円、10アールあたりですと150,000円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、19ページから21ページまでの記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、21ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 はい、只今議案第38号につきまして説明がございました。議案に対する質疑を求めます、ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

議案第39号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

議長 続きまして議案第39号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてお諮り致します。事務局説明をしてください。

事務局 ご説明申し上げます。議案23ページでございますが、今回提案させていただきましますのは空き家バンクに登録がある空き家に付随する農地について空き家とセットで売却したいという申請がありましたので、表下段の別表2に太字で追加されている農地について別段の面積を設定してよいかご審議いただくものでございます。

この度は空き家バンク登録者から2件申請がございました。24ページに〇〇地内で申請があった1筆、面積は52㎡でございますが合せて25ページに〇〇地内で申請があった2筆、合計面積1,532㎡の位置図をそれぞれ掲載しております。これまで空き家に付随する農地として別段面積の設定を既に行ったもののうち、空き家とセットで売買が完了した農地或いは空き家バンクの登録自体が抹消された農地がございましたので、そちらについては別段面積設定の目的が達成された、もしくは目的がなくなったということで今回別表2から削除しております。以上でございます。

議長 はい、只今説明がございました。空き家バンク等の説明もございましたが、皆さんの方で何かご質問等ありましたら。はい、松本委員。

14番 14番 松本です。空き家の家に土地が付いてそれを買いたい者を求めるということですね。

議長 はい。空き家に農地が付いとると、これを一緒に購入したいと。

14番 こういう場合下限面積が引っかかってくる。

議長 前に皆さんに話をして了解取って、空き家バンクの場合には人が入ってもら

った方がいいから、活性化になるしということで下限面積は除外しようかという話をしています。

事務局 平成21年の改正農地法で市町村でそれぞれ下限面積について別段の面積を定めて公示すれば下限面積を設定できるようになっておりますので、倉吉市の土地の場合は空き家バンクに登録のあった空き家を売られる時に所有者が同じ方の農地も一緒に売られたいということで、その時には一緒に別段面積を設けてその農地も買えるように、要は県外から来られた方がその農地も購入できるように別段面積を設定するというものでございます。

議長 よろしいですか。

14番 先程出とったように、下限面積の廃止に向けて取り組む必要があるとこういうことかな。

議長 ですから、倉吉としては去年の11月にこの場でこういう場合は下限面積は止めようかということで、こういう農地付きで買われる場合は。でないと30アール、20アールないと家も買えないということでここで皆さんにお諮りして、承認を得ております。

それで先程言ったように国の方としては、来年の4月1日からは下限面積をなくすような方向で進めています。まだ決定にはなっていませんけどそういうことです。よろしいですか、他にありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議案第39号について賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。

議案第40号 農用地利用配分計画について

議長 続きまして議案第40号 農用地利用配分計画についてでございます。本日の農用地利用集積計画の各筆明細に該当委員に係る案件がございますので、事務局より全体の説明を受ける前に該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしということでございますので、そのように進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。28ページ番号3番の〇〇〇〇〇〇〇〇は6番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 28 ページ番号3 番でございます。権利設定を受ける者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。権利設定する農用地につきましては5 筆8, 870 m²の水田の配分計画で、賃借権の設定で、以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 はい、只今説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、承認される農業委員の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので承認と致します。藤井委員の入場を求めます。

(藤井委員 入場・着席)

議 長 藤井委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたことを報告いたします。以上で該当する出席委員の案件について審議を終えましたので、引き続いてその他の案件について審議を行います。それでは事務局説明をお願いします。

事務局 28 ページでございます。利用配分計画各筆明細につきましては、28 ページの番号1 番から29 ページの番号7 番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で17 筆、49, 569. 43 m²の田、畑でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、30 ページから33 ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19 条第3 項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 はい、只今事務局より説明がございました。よろしいでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、議案第40 号について賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。承認といたします。以上で議事は終了といたします。

(6) その他

- 議 長 続きまして別冊、その他報告・連絡事項をご覧いただきたいと思います。(1) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について、2ページから事務局説明してください。
- 事務局 2ページのあっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてという事です。今回は4件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。
まず1番は〇〇〇〇さんで、土地は〇〇〇の畑でございます。相談内容は、売買ということでございます。
続きまして3ページ2番目は相談者は所有者の子の〇〇〇〇さんで、土地は〇の水田となっております。相談内容は売買でございます。
4ページ3番目は〇〇〇〇〇〇さんで土地は〇の水田となっております。相談内容は賃貸借、使用貸借でございます。
最後に4ページ下段、4番目は相談者が〇〇〇〇さん。相談内容は菌床シイタケで新規就農を考えている。菌床シイタケは、〇〇〇〇〇〇からの指導、協議を経て就農する予定。〇〇地区の農地を希望している。6反程度ということ
です。
以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいいたします。
- 議 長 それではあっせん委員の選任をいたします。まず最初の2ページの分ですが〇〇〇〇さん、〇〇〇。これ4番目か、大型トラックはここ通れんたら。
- 7番 通れます。〇〇〇〇さんのやつは改良区に確認しましたら、現在〇〇の人が牧草を作っておられます。ただ賃貸借としてここには載ってないです。
- 議 長 でも売りたいっていうわけなら。このシイタケの人買わんか、ここ。
- 7番 まあ、農林課のほうで相談を受けて水もええところではないし場所がかなり限定されるから確認していただいてから、一応藤原委員と話をしまして2人が両方で。
- 議 長 なら、河野委員と藤原委員で。
- 7番 はい。
- 議 長 次は2番、これは〇〇〇ですね。小谷委員さんよろしいですか。
- 小谷推進委員 衣笠委員と一緒にですな。
- 議 長 衣笠委員とね。
- 小谷推進委員 ちょっとすみません。推進委員の小谷です。今これ4筆が出ているんですが下の方の2筆については〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんがまだあと2年間ぐらいあるんですけど、これももう辞めるということなんでしょうか。
- 事務局 辞めるということではなくて、相談内容が売買ということなので本来だった

うにして耕作をされていますよということで、自分の方から今度連絡して継続して作ってもらうようにされたらということで。畑の方はゴズボが生えてとても誰も買い手があるような状態でないんで、無理ですよということで了解をしていただきました。以上です。

議 長 　　はい、ありがとうございました。それでは2番、衣笠委員。

10番 　　10番 衣笠です。〇〇〇〇さんの畑2筆161㎡と163㎡で隣接していますが、サツマイモを植えて管理はされています。ただ自分の都合上コロナの濃厚接触者とかで、〇〇さん本人とは直接話はできてない状態です。今後時間をみて本人と直接話をさしていただきたいと思っています。

議 長 　　それでは継続してよろしくお願ひします。続いて3番、吉村委員。

5番 　　5番 吉村です。行ってみますと、あまり良い場所ではないです。それで近所周りちょっと聞いてみたんですけど、今のところ該当者はちょっとなかなかないです。以上です。

議 長 　　これ、町の中の方か。

5番 　　〇〇沿いです。やっとな車を通れるかなというような。

議 長 　　わかりました。続いて4番、福井委員。

8番 　　はい。〇〇さんのご主人と話をしたところ、僕はそういう話は知らないということで、それで3度ほど話し合いをしたんですけども。今ビニールハウスが建ってまして、そのビニールハウスが建っている西側に移動すれば水が付かないような土地でございます。別に土地が欲しいというのは、この方は〇〇の出身で〇〇〇〇〇〇の遺産がちょっと入ったもんだから土地をお願いしたという話でした。おっしゃる価格と現在随分下がって合いませんので今話し合いをしているところです。何かありましたらまた報告させていただきます。

議 長 　　大変ですけど、また引き続いてよろしくお願ひします。(1)、(2)については以上です。続きましてその他の項に入らせていただきます。

事務局 　　少しお時間いただきまして、報告の折にもちょっと触れましたけれども8月23日に会長事務局長会議がございまして、その折佐藤部長さんが用いられた資料の抜粋ということで置いております。

冒頭に会長の方からありましたけれども、これまでの報道や通知だったりいろいろな情報が流れまして一部の委員さんを含めちょっと心配されているということもございまして。今回提出させていただいております。そのことでもございますけれども、今年の4月頭のほうに農地利用最適化交付金の算定要件が流れてきてその時には指針が示されておらないけんとか、農地情報公開システムの情報を見とかないけんとか、その時には1ヶ月の活動日数が0日であった委員がないこととか、平均活動日数以下の推進委員には交付対象外とかありました。ところが7月以降そのあたりが刷新されまして、1ヶ月の活動日数が

0日であった推進委員がいないこと、というのは削除されております。後、活動日数が月平均1日未満の推進委員は交付対象外というような、5日だったのが1日と要件のニュアンスがちょっと変わっております。当然月1日ということでしたら交付金がぐんと下がってしまうんですけど。それぞれ皆さんに記録簿を残していただくということで、今回お配りさせていただいております。

それでは1ページからご覧いただければと思います。ガイドラインの背景でございます。中段に令和4年の2月に出た国の通知がこのガイドラインということでご覧いただければと思います。

はぐっていただいて2ページにこのガイドラインのポイントを載せております。1、2、3とございます。特に3番、日数の把握において時間は問わないよと書いてあります。佐藤部長さんもさすがに1分、1秒とはなかなかいかんでしょうけど、5分でも10分でも活動に値しますので日数にカウントしてくださいと言われておりました。3ページの方に活動記録の徹底と書いてございます。左側の方には総会への出席とかこれまでずっとしていただいている活動としてはよく見えているということなんですけど、右側の方がですね認知されていないとか見えてない活動ということで、見守りだとか声かけだとか相談の対応だとかっていうところを見せていくことが重要だよということです。はぐっていただきまして4ページにはこれから見せていく活動の内容で、記録簿をお配りさせていただく中で記号があったかなと思います。その記号が右側の方に書いてありますけど、それを具体化したようなことが書いてあります。見守り活動、声かけ活動、打ち合わせというのがこの番号の記録簿の項目ですよということで書いてございます。事務局との打ち合わせ等もこういった形で打ち合わせということですので、番号をちょっと書いておいていただければという風に思います。5ページ目には記録簿の様式を、うちはちょっと備考欄が大きいんですけどそれと同じものを皆さんの記録簿ということでお配りしております。

そもそもなんでつけるかいなということで6ページに書いてあります。どがな活動をしてるかを明らかにするというのがメインです。あまり堅苦しく考えられず、これまでどおり今やっておられることを書いていただければと思っております。それを7ページに書いてございますが、情報共有してみんなで情報を活かすことがメインになっております。ざっといきますが、8ページにはこれまでの状況でなぜこういうことをしなければいけないかというところで、委員さんの留任率が書いてございます。なかなか同じ人がずっとというわけではなく、やっぱり半分くらいの人が変わってしまうということで。そういったことを引き継いでいくとかいった場合にこうした情報共有が役に立つということで、そうした中でも情報を整理しておいていただきたいというところでございます。9ページにそういった共有の場を設けることが書いてあります。10ページには事務局の悩みということで、活動記録のまみむめもというのが書いてあります。11ページ、12ページに他所の事例が書いてございます。窓口で面談ということで、こうした形で事務局に定期的とは言いませんけど出られたついでにその日に活動記録簿を整理していただければと思います。よろしくお願ひします。以上です。

議長

11ページに書いてあるように何でもかんでもとりあえず書くと、後でいらんもんは削除するとかね、とにかく書いてください。少しでもたくさん活動費をもらうようにしてください。この間も全国農業会議の部長からも、とにかく

予算を使わないといけませんので皆さんには活動を出してもらって予算を皆さんがどんどん使って下さい、と言われましたので。残さないようにして欲しいということでしたので、何でも書いておいて後ですればいいですので。梶本主幹に見せて要らないところは削ってもらったりすればいいので、遠慮せずを書いてくださいよ、たとえ5分でも10分でも。よろしくお願いします。皆さんの方で何かありましたら。はい、鐵本委員。

9番 鐵本です。私の地区で相談があって約1町ちょっと持っている人が体調が悪くなって、来年からはよう作らんから何とかならんだろうかということがありまして。こんなんの前にまた中山間の人で1年程何もしてないで、おいどうにしたらんかって言ったら、あれこれ自分も頼んでみたけど1町ぐらい持ってて自分一人だし、家族はおらんし、何とか作ってもらう人はおらんだろうかと。また別の人体が弱ってきたけようせんがや、ということで。合計3ヘクタールぐらいよう作らんというところが出てまして、1枚や2枚という状況でなくなってきてまして。こういうのは農地の中間管理機構に申請した方がええでしょうかいな。農業委員会であっせんするのではなくて。というのは一人二人を検討したっていけんわけで、そういうところに申請して出しといた方がええかなと思って。

議長 ここに中間管理機構の船越さんがおられるので。

3番 耕作者がないことにはちょっと難しいです。耕作者がおられるのであれば受け入れることは可能なんですけど。探すというのは難しいです。

議長 以前は、中間管理機構が預かっておいて3年間のうちに作る人を探すという方針だったと思うで。今、変わったかいな。

3番 預かっておいて耕作者が抜けられてから3年間保全管理をしながら耕作者を探すというのはあります。最初からこれだけ空いたのでお願いします、というのはちょっと。

議長 なら鐵本委員、探すしかないでないか。

農林課 農林課の完田です。中間管理事業を担当しています。補助金の関係なんですけど中間管理事業に持っておられる自分の農地を、条件があるんですけども、出していただいた方には補助金のお金があるんですけどもそちらの方は条件が合った方には出していただきました。ただ今年度からは地域でまとまって中間管理事業に農地を貸し出ししている地域と合せての補助金となりましたので、以前のように自分の持っている農地を全て貸し出しただけでは対象になってこないという形に制度が変わりました。また中間管理事業を活用していただくメリットがあると思うんですけども、例えば大規模な農家さんの場合は所有者の方に小作料を口座とか個人でお渡しするようになると思いますが、中間管理事業を通していただいた場合には機構が一括して所有者さんに振り込みをさせていただくという形をとっておりますので、その辺は手間が省けるという形になっております。以上です。

議 長

他にないようでしたら、本日の農業委員会会議はこれもちまして閉会といたします。

— 午後2時50分 閉 会 —